

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の一部改正

平成 22 年 5 月 20 日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p>	<p>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p>
<p>第1条～第46条 (略)</p>	<p>第1条～第46条 (同 左)</p>
<p>第2節 オープン・エンド型の投資法人 (オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法等に関する準用)</p>	<p>第2節 オープン・エンド型の投資法人 (オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法等に関する準用)</p>
<p>第47条 1～2 (略)</p>	<p>第47条 1～2 (同 左)</p>
<p>3 第37条の規定はオープン・エンド型の投資法人の収益分配について、準用する。この場合において、第37条第1項中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、第2項中「私募のオープン・エンド型の投資信託」とあるのは「私募のオープン・エンド型の投資法人」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>3 第37条の規定はオープン・エンド型の投資法人の収益分配について、<u>第37条の2の規定は適格機関投資家私募のオープン・エンド型の投資法人の投資元本の払い戻しについて、それぞれ</u>準用する。この場合において、第37条第1項中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、第2項中「私募のオープン・エンド型の投資信託」とあるのは「私募のオープン・エンド型の投資法人」と、<u>第37条の2第1項中「適格機関投資家私募(投信法第2条第9項に規定する適格機関投資家私募をいう。以下同じ。)</u>のオープン・エンド型の投資信託」とあるのは「<u>適格機関投資家私募のオープン・エンド型の投資法人</u>」と、第2項中「<u>運用報告書</u>」とあるのは「<u>資産運用報告</u>」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4～6 (同 左)</p>
<p>(適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の投資元本の払戻し)</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第47条の2 オープン・エンド型の投資法人のうち、適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定するものをいう。)のみを相手方として取得勧誘を行い、かつ適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の4に規定する要件に該当する投資口を発行する投資法人(以下「適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人」という。)は、計算期間の末日に計上する減価償却費に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しとして分配できるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>2 <u>前項の規定に基づき投資元本の払戻しを行う場合は、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示し、投資主が収益の分配と混同することを避け</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>るよう努めるものとする。</u></p>	
<p><u>(適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定頻度に関する特例)</u></p>	(新 設)
<p><u>第47条の3 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定頻度は、第47条第6項の規定にかかわらず、各計算期間の末日のみに計算することができるものとする。この場合、当該基準価額の算定後、速やかに投資主に通知するものとする。</u></p>	
<p>(オープン・エンド型の投資法人の追加発行及び払戻しの価額) 第48条 投資者及び投資主の請求に基づき投資口の追加発行又は払戻しを行う場合は、投資者及び投資主から請求のあった日の基準価額を用いて行うものとする。</p>	第48条 (同 左)
<p><u>2 第47条の3の規定を適用した適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人については、前項の規定にかかわらず、投資者及び投資主から請求のあった日の直前の計算期間末日の基準価額を用いて行うものとする。</u></p>	(新 設)
<p>(以下略)</p>	(同 左)
<p>附 則 この改正は、平成 22 年 5 月 20 日より実施する。</p>	